



## 伊予市公告第22号

伊予市本庁舎改築工事設計業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成24年7月9日

伊予市長 中 村 佑



### 1 業務概要

#### (1) 業務名

伊予市本庁舎改築工事設計業務

#### (2) 業務概要

別紙「伊予市建築設計業務委託特記仕様書」のとおり

#### (3) 履行期限

平成25年3月29日（金）までとする。

#### (4) 業務規模

本業務に関する費用は、82,425,000円（税込み）以内とする。

### 2 参加要件及び業務実施上の条件

- (1) 次に掲げる事項を全て満たす単体企業又は設計共同企業体（以下「設計JV」という。）であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 未納税額のない者であること。

ウ 伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

カ 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

キ 平成14年度以降において、延べ床面積5,000㎡以上の庁舎又は公の施設の新築

(改築を含む。) 工事に係る基本・実施設計、基本設計又は実施設計を完了した実績(以下「庁舎設計実績」という。)を有していること。また、設計JVの場合は、協定者のいずれかが庁舎設計実績を有していれば実績として記載できる。ただし、いずれの場合も元請として履行した場合に限る。

※ 本要領の「庁舎」とは、国又は地方公共団体の施設で、主に事務の用途に供する役所、役場、消防署などの建物をいう。

※ 本要領の「公の施設」とは、地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設であり、博物館、文化ホール、体育館、図書館、公立病院等をいう。

- (2) 管理技術者(※1)は一級建築士であること。
- (3) 管理技術者及び主たる分担業務分野(※2)の主任担当技術者(※3)は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。ただし、設計JVの場合は、管理技術者及び建築(総合)主任担当技術者が、設計JVの代表者に所属していなければならない。
- (4) 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1人であること。
- (5) 管理技術者は各主任担当技術者を兼任していないこと。また、主任担当技術者が他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- (6) 管理技術者及び各主任担当技術者の携わっている契約金額500万円以上の設計業務(工事監理業務を含む。特定後未契約のものも含む。)の手持ち件数が、下記のとおりであること。

| 分担業務分野                  | 手持ち業務の条件 |
|-------------------------|----------|
| 管理技術者及び建築(総合・構造)主任担当技術者 | 3件以下     |
| 電気設備、機械設備主任担当技術者        | 6件以下     |

- (7) 管理技術者及び各主任担当技術者は、平成14年度以降に、下記の同種又は類似施設の新築(改築含む。)の設計業務に携わった実績があること。ただし、完了した業務に限る。

| 分担業務分野                                  | 同種業務                                                                                     | 類似業務                                                             |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 管理技術者<br>建築(総合)主任担当技術者<br>建築(構造)主任担当技術者 | 構造: PC、RC、SRC又はS<br>(特に免震や制振構造なら特記すること。)<br>階数: 5階建以上<br>用途: 庁舎又は公の施設<br>延べ床面積: 5,000㎡以上 | 構造: PC、RC、SRC又はS<br>階数: 3階建以上<br>用途: 庁舎又は公の施設<br>延べ床面積: 3,000㎡以上 |
| 電気設備主任担当技術者<br>機械設備主任担当技術者              | 構造: 問わない<br>階数: 5階建以上<br>用途: 庁舎又は公の施設<br>延べ床面積: 5,000㎡以上                                 | 構造: 問わない<br>階数: 3階建以上<br>用途: 庁舎又は公の施設<br>延べ床面積: 3,000㎡以上         |

※ 複合用途施設（以下「複合施設」という。）で、当該用途に係る部分（これに付随する共用部分を含む。）の延べ床面積が、上記の要件を満たしているものについては、複合施設全体で構造及び階数要件を満たしていれば、業務実績として認めるものとする。また、これに付随する共用部分とは、当該施設に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分と共用となっているものは含まない。

なお、複合施設の場合は、当該用途に係る面積が分かる図面及び面積表を添付すること。

(8) 主たる分担業務分野のうち、積算に関する業務を除き、再委託しないこと。

(9) 本プロポーザルに参加する設計JVは、下記要件を満たしていなければならない。

ア 2者で構成し、1者以上が県内企業（愛媛県内に本店を有する者をいう。）であること。

イ 構成員が第1号の各要件を満たしていること。

ウ 構成員の最小限度出資比率は30パーセント以上であること。

エ 構成員のうち、最大の設計能力を有し、かつ、その出資比率が最も大きい者を設計JVの代表者とする。

オ 構成員が本プロポーザルの他の参加表明者及び技術提案者となっていないこと。

※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※2 主たる分担業務分野の分類は下記による。

| 主たる分担業務分野 | 業務内容                                                  |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| 建築（総合）    | 平成21年国土交通省告示第15号別添1第1項第1号及び第2号において示される「設計の種類」における「総合」 |
| 建築（構造）    | 同上「構造」                                                |
| 電気設備      | 同上「構造」のうち、「電気設備」に係るもの                                 |
| 機械設備      | 同上「構造」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの             |

なお、提出者において、これ以外の分担業務分野を追加することは差し支えないが、その場合は、伊予市本庁舎改築工事設計業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）様式第11号を提出するとともに、当該分担業務分野の業務内容及び追加する理由等を明確にし、主な業務実績については、平成14年度以降で、最新の3件を記載すること。ただし、この場合において当該分担業務分野の主任担当技術者の手持ち業務は6件以内とし、「第4号」及び「第5号」の要件を満たしていなければならない。

また、主たる分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

### 3 選定及び特定手順

#### (1) 第1次審査（選定作業）

実施要領第6項及び実施要領第8項に掲げる書類を提出した者の中から、書類審査による管理技術者の技術力及び技術提案書の評価により、おおむね5者を選定する。

#### (2) 第2次審査（特定作業）

「前号」により選定された者からヒアリング及び書類審査を経て、本業務に最も適切な技術提案者を特定する。

### 4 審査委員会

「前項各号」の審査は、伊予市本庁舎改築工事設計業務プロポーザル審査委員会が実施する。

### 5 手続等

#### (1) 担当課

##### ア 郵便番号

〒799-3193

##### イ 住所

愛媛県伊予市米湊820番地

##### ウ 担当部署

伊予市総務部庁舎建設課

##### エ 電話

089-982-1111

##### オ ファクシミリ

089-983-3681

##### カ 電子メール

cyouasya-kensetsu@city.iyo.lg.jp

#### (2) 伊予市本庁舎改築工事設計業務委託に係る実施要領等の交付

##### ア 交付期間

平成24年7月9日（月）から平成24年7月20日（金）まで

##### イ 交付方法

伊予市ホームページ (<http://www.city.iyo.lg.jp/>) 内からの入手を原則とするが、希望者には担当課においても直接交付（直接交付については、午前9時から正

午まで、及び午後1時から午後5時までの間に行うものとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)する。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期日 平成24年7月20日(金)午後5時

イ 提出場所 第1号に同じ。

ウ 提出方法 持参(受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までの間とする。)又は郵送(受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期日までに必着のこと。)とする。

なお、本市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(4) 技術提案書等の提出

ア 提出期日

平成24年8月20日(月)午後5時

イ 提出場所

第1号に同じ。

ウ 提出方法

前号ウに同じ。

5 その他

- (1) 技術提案書等の作成、応募及びヒアリング等の本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 「前号」により公表する場合、技術提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 実施要領様式第5号から実施要領様式第12号までに記載した担当技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であることの承認を得なければならない。